

「輸入木材検疫要綱の運用基準」 新旧対照表

改正後

現 行

別表1

消 毒 方 法	合 格 基 準 の 詳 細
(1) 倉 庫 く ん 蒸	残存ガス濃度が次の基準以上であること。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l ただし、残存ガス濃度が次の場合には当該くん蒸対象木材の10%以上を対象にして、虫孔部分の掘取り等の確認を行ったのち、害虫の生存が認められないこと。 ① 残存ガス濃度測定が投薬をした日の翌日（投薬後24時間以上に限る。）に実施される場合 15mg/l未満 7mg/l以上 ② 残存ガス濃度測定が投薬をした日の2日後に実施される場合 12mg/l未満 6mg/l以上 ③ 残存ガス濃度測定が投薬をした日の3日後に実施される場合 10mg/l未満 5mg/l以上
(2) 天 幕 く ん 蒸	"

(2の2)
〃 [略]
(9)

別表1

消 毒 方 法	合 格 基 準 の 詳 細
(1) 倉 庫 く ん 蒸	処理時間経過後の残存ガス濃度が15mg/l以上であること。 ただし、15mg/l未満7mg/l以上の場合には当該くん蒸対象木材の10%以上を対象にして、虫孔部分の掘取り等の確認を行ったのち、害虫の生存が認められないこと。
(2) 天 幕 く ん 蒸	"

(2の2)
〃 [略]
(9)